

令和3年度消費者教育に関する取組状況調査

調査の趣旨・目的

下記の内容を踏まえ、ご回答いただける範囲で、令和3年6月1日時点の状況をご回答くださいますようお願い申し上げます。

教育委員会におかれましては、学校における働き方改革の観点から、学校に負担がかからないよう御配慮をお願いします。

I. はじめに

文部科学省では、消費者教育の推進を図るため、平成22年度より「消費者教育推進事業」を実施してきました。国内の消費者教育に関する取組の実態・取組事例を把握するため、平成22年度、25年度及び28年度、令和元年度に各自治体や大学等を対象に「消費者教育に関する取組状況調査」を行い、報告書としてまとめたところです（文部科学省HPにも掲載しております）。

この度、昨今の現状も踏まえた課題を把握するため、本調査を実施することといたします。

消費者教育を取り巻く現状として、平成24年8月に「消費者教育の推進に関する法律」（消費者教育推進法）が成立し、12月に施行されました。平成25年6月には、同法を受けて「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（基本方針）が閣議決定され、さらに平成30年3月に消費者教育の現状や課題を踏まえ変更がなされました。

また、平成23年3月に消費者教育推進委員会が取りまとめた「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」が平成30年7月に改訂されています。

さらに、平成30年6月には民法の一部を改正する法律が成立し、民法の成年年齢が令和4年度から18歳に引き下げられることとなりました。

自主的かつ合理的に社会の一員として行動できる自立した消費者の育成のため、また、若年者を消費者被害から守るため、さらには、消費に関する行動を通じ、社会の一員としてよりよい社会づくりのために積極的に参画する消費者の育成という観点からも、消費者教育の一層の充実が求められています。

今回の調査により、消費者教育の状況を把握し、地方公共団体、教育機関、消費者団体等との連携・協働によるさらなる消費者教育の推進につなげたいと考えておりますので、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

Ⅱ. 消費者教育の理念・目的

「消費者教育推進法」では、消費者教育を「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びそれに準ずる啓発活動」と定義し、消費者教育の理念として、以下の7つを掲げています。

- ① 消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力の育成
- ② 消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援
- ③ 幼児期から高齢期までの各段階に応じた体系的な実施、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法
- ④ 学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策との有機的な連携を確保しつつ、効果的に実施
- ⑤ 消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供
- ⑥ 災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めること
- ⑦ 環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携

また、この「消費者教育推進法」を受けて閣議決定された「基本方針」では、消費者教育について、被害に遭わない消費者、合理的意思決定ができる自立した消費者にとどまらず、社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成する教育、と説明しています。これは、文部科学省がまとめた「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」（平成30年7月改訂）において、消費者教育の目的として掲げられている以下の3つの目的と同じ方向性を示すものです。

- ① 消費者の権利を実現し、消費生活の安定と向上を図るため、消費に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを活用して消費生活に関する幅広い視点を持った意思決定能力、批判的思考力に基づいた判断力、事業者及び商品を選択する能力、消費者被害等の危機を自ら回避する能力、将来を見通した生活設計を行う能力及び課題を解決する実践的な問題解決能力を育む。
- ② 自己の利益だけを求めるのではなく、他者や社会との関わりにおいて意思決定し、よりよい社会を形成する主体、すなわち消費者市民社会の形成者として、経済活動に関して倫理観を持って責任ある行動をとれるようにする。
- ③ 日々の消費行動は、持続可能な社会を実現するための基本的な行為であることを認識し、新しいライフスタイルを主体的に選択し、創造できるようにする。

消費者教育に関する取組状況調査 調査票 (教育委員会)

【ご協力をお願い】

本調査票は、教育委員会の状況について聞いております。

ご回答が複数の部署に関わる場合は、本調査票を関連部署にご確認の上、取りまとめていただくようお願い致します。

このたび、文部科学省では「消費者教育に関する取組状況調査」を実施することになりました。調査結果は、文科省において今後の消費者教育施策等の検討の参考とさせていただきます。つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、是非ともご協力をお願い申し上げます。

なお、アンケートの集計などの取りまとめについては、民間の調査研究機関「株式会社リベルタス・コンサルティング」が実施いたします。御記入が終わりましたら、**10月1日(金)までに**、下記のメールアドレスまで御返信ください。

回答用アドレス: syouhi@libertas.co.jp

※提出ファイル名:「〇〇県●●市.xls」 とご変更をお願いします。適宜、県の部分は都・道・府に、市の部分は町・村に直してください。

<回答上の注意>

- ・シート名の変更、行・列の追加・削除、セルの結合等の変更は、一切行わないようお願いいたします。
- ・調査は、シート「I消費行政部局、消費者団体、企業等との連携状況について」「II社会教育関連の取組について」「III学校教育関連の取組について」「IV今後の対応について」の4種類がございます。全てにご回答願います。
- ・令和3年6月1日時点の状況をご回答ください。
- ・消費者教育の内容、用語の定義等は、シート「調査の趣旨・目的」をご確認願います。
- ・御回答いただいた内容のうち、個人情報については、一切公開しません。
- ・今回の調査結果については、令和元年度に実施した「消費者教育に関する取組状況調査」と同程度の内容を公開する予定です。令和元年度の結果は、下記をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouhisha/detail/1416113.htm

【調査主体】

文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

【調査実施】

調査事務局 (株式会社リベルタス・コンサルティング内)

担当者: 傍島、栗田、八田

E-mail: syouhi@libertas.co.jp

T E L : 0120-575-334 (月～金 10:00～17:00)

※テレワーク等により、担当が不在の場合がございます。メールでのお問い合わせをお願いいたします

※おおよそ10分～20分程の時間がかかりますことをご了承ください

網掛けが付いた設問について、ご回答ください。

0. 自治体情報、回答者情報をご記入ください(ご回答をとりまとめたいただいた方の連絡先をご記入ください)

自治体 について	都道府県	
	自治体名	ご記入ください
	種別	
回答者 について	人口(人)	ご記入ください
	部署名	ご記入ください
	ご役職	ご記入ください
	お名前	ご記入ください
	お電話番号	ご記入ください
	メールアドレス	ご記入ください

I. 消費者行政部局、消費者団体、企業等との連携状況について

(全自治体がお答えください)

問1 貴自治体の教育振興基本計画(教育基本法第17条2項に基づき定めるよう努めるものとされているもの)の中に、消費者教育に関する記載はありますか。
(プルダウンを選択してください)

- | | |
|-------------------|-------------|
| ①教育振興基本計画に記載している | ⇒問2をお答えください |
| ②教育振興基本計画に記載していない | ⇒問3へお進みください |
| ③教育振興基本計画を定めていない | ⇒問3へお進みください |

回答欄

【問1で①を選んだ場合ご回答ください】

問2 教育振興基本計画にどのように記載していますか。例を参考にしてご記載ください。(自由記述)

(例) 教育振興基本計画(2018年6月15日閣議決定)

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

目標(2) 豊かな心の育成

○ 消費者教育の推進

・国民一人一人が消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにするため、小・中・高等学校等においては学習指導要領の趣旨の徹底を図るとともに、指導の一助となる消費者教育教材の活用を促すなど消費者教育を推進する。また、大学等における消費者教育を推進するため、大学等と消費生活センターとの連携を促すとともに、消費者被害防止に関する情報の提供や取組の普及を図る。

ご記入ください

(全自治体がお答えください)

問3 2012年12月、「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、2013年6月には「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(基本方針)が閣議決定されました(2018年3月に変更)。その中では、都道府県及び市町村は「消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するように努めなければならない」とされています。この「地域協議会」を設置していますか。(従来の連絡協議会等、既存の組織の改組も含みます。)(プルダウンを選択してください)

①すでに設置している	(設置)		年		月
②設置予定である	(設置予定)		年		月頃
③検討中である					
④今のところ、予定はない					

回答欄

(全自治体がお答えください)

問4 「地域協議会」に対して、どのような役割を期待しますか。(あてはまるものをすべて選択してください。)

回答欄	
①関係部局との情報や課題認識の共有	
②学校や社会教育施設等への情報・教材の提供	
③学校や社会教育施設等への専門家の派遣	
④民間団体等(消費者団体・NPO等、企業・事業者団体等)との連携の強化	
⑤教員対象の研修	
⑥教材・広報物の作成	
⑦関係部局が作成する教材・広報物に教育現場のニーズ等を反映	
⑧セミナー・シンポジウム等の共催	
⑨オリジナルな啓発講座の開発	
⑩その他 ()	ご記入ください
⑪特になし	

(全自治体がお答えください)

問5 貴教育委員会では、消費生活センターや企業・団体等と連携して消費者教育を実施していますか。連携先としてあてはまるものをすべて選択してください。

回答欄	
①消費者行政部局 (②を除く)	
②消費生活センター	
③福祉関係部局	
④警察	
⑤①～④以外の行政部局	
⑥行政以外の消費生活関連の有資格者(消費生活専門相談員等)	
⑦大学教員等	
⑧弁護士・司法書士等	
⑨金融広報委員会	
⑩消費者団体	
⑪企業・事業者団体	
⑫生活協同組合(生協)	
⑬NPO等の民間団体(⑩～⑫に該当するものを除く)	
⑭その他 ()	具体的にご記入ください
⑮連携した取組を実施していない ⇒問7をお答えください	

【問5で「⑮連携した取組を実施していない」以外を選んだ場合ご回答ください】

問6 連携先とどのような取組を行っていますか。連携先ごとに取組を選択してください。(あてはまるものをすべて選択してください。)

連携先 \ 取組	教①材・学校・提供への情報・	の②派遣・学校への専門家	供③情報・社会・教育施設への提供	の④社会・専門家の教育施設への派遣	事⑤業・教員・実務家への研修	共⑥同・教材・作成・広報・配布	提⑦供・連携先・情報作成	ポ⑧ジ・セミナー・開催	⑨その他の取組	※⑨を選択した場合は、下記に具体的内容をご記載ください。
①消費者行政部局(②を除く)										()
②消費生活センター										()
③福祉関係部局										()
④警察										()
⑤①～④以外の行政部局										()
⑥行政以外の消費生活関連の有資格者(消費生活専門相談員等)										()
⑦大学教員等										()
⑧弁護士・司法書士等										()
⑨金融広報委員会										()
⑩消費者団体										()
⑪企業・事業者団体										()
⑫生活協同組合(生協)										()
⑬NPO等の民間団体(⑩～⑫に該当するものを除く)										()
⑭その他	具体的にご記入ください									()

【問5で⑯を選んだ場合ご回答ください】

問7 連携した取組を行っていない理由は何ですか。

ご記入ください

（全自治体がお答えください）

問8 消費者教育の推進のために、学校と消費者行政（消費生活センター）、消費者団体、事業者・事業者団体、大学等との連携をコーディネートする人材や機関等はいですか（ありますか）。（プルダウンを選択してください。）

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ①コーディネートを行う人材や機関等がある・ある | ⇒問9をお答えください |
| ②コーディネートを行う人材や機関等はないが、必要としている | ⇒問10へお進みください |
| ③コーディネートを行う人材や機関はなく、必要としていない | ⇒問10へお進みください |
| ④その他 | ⇒問10へお進みください |

ご記入ください

回答欄

問9 【問8で①を選択した場合にご回答ください】

コーディネートを行う人材・機関についてご回答ください。（あてはまるものをすべて選択してください。）

回答欄	
	①教育委員会（指導主事、社会教育主事等）
	②消費者行政部局（③を除く）
	③消費生活センター
	④福祉関係部局
	⑤警察
	⑥①～⑤以外の行政部局
	⑦元教員
	⑧行政以外の消費生活関連の有資格者（消費生活専門相談員等）
	⑨大学教員等
	⑩弁護士・司法書士等
	⑪金融広報委員会
	⑫消費者団体
	⑬企業・事業者団体
	⑭生活協同組合（生協）
	⑮NPO等の民間団体（⑫～⑭に該当するものを除く）
	⑯町内会・自治会等
	⑰その他

ご記入ください

（全自治体がお答えください）

問10 地方消費者行政強化交付金（旧・地方消費者行政推進交付金）を活用した事業を行ったことがありますか。（プルダウンを選択してください）

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| ①行ったことがある | ⇒問11をご回答ください |
| ②行ったことはない | ⇒シート「II社会教育関連の取組について」にお進みください |
| ③今後行う予定である | ⇒シート「II社会教育関連の取組について」にお進みください |
| ④地方消費者行政強化交付金を知らない | ⇒シート「II社会教育関連の取組について」にお進みください |

回答欄

問11 【問10で①を選択した場合にご回答ください】

具体的にどのような事業に交付金を利用しているかお教えてください。（あてはまるものをすべて選択してください。）

回答欄	
	①消費者教育に関するパンフレット等の啓発資料の作成・配布
	②消費者教育に関する教材等の作成・購入
	③消費者教育に関する出前授業、講座、講演会等の実施
	④消費者教育に関する指導者養成
	⑤消費者教育に関する相談対応
	⑥他地域の情報収集
	⑦その他

ご記入ください

未回答の項目があります。
オレンジ色に網掛けされている質問は全てご回答くださいますよう、よろしくお願いします。

II. 社会教育関連の取組について

(全自治体がお答えください)

問1 貴自治体において、2021年度に実施した(実施予定を含む)社会教育分野での消費者教育関連の取組はありますか。
(あてはまるものをすべて選択してください。)

回答欄	
☐	①教育委員会の予算で実施する取組がある →問2以降をお答えください
☐	②教育委員会の予算で実施する取組ではないが、他部局や教育委員会の関連団体・組織が実施する取組に協力した →問2以降をお答えください
☐	③教育委員会が実施し、または協力して実施した取組はない →シート「Ⅲ学校教育関連の取組について」へお進みください

問2 【問1で①②を選択した場合にご回答ください】

貴自治体が発行・協力した消費者教育関連の取組について、あてはまるものをすべて選択してください。

回答欄	
☐	①消費者教育の担い手の育成
☐	②消費生活に係る出前講座
☐	③イベント・シンポジウム等の開催
☐	④パンフレット等の配布による情報提供
☐	⑤消費者教育実施団体への補助・支援
☐	⑥見守りボランティア等の登録・派遣
☐	⑦その他 ()

問3 【問1で①②を選択した場合にご回答ください】

貴教育委員会が発行・協力した消費者教育関連の取組の内容(扱ったテーマ)について、あてはまるものをすべて選択してください。

回答欄	＜民法改正を踏まえた対応＞
☐	①成年年齢引き下げを踏まえた消費者教育
☐	＜商品・サービスの購入、契約に関するトラブルとその対処法＞
☐	②悪質商法(マルチ商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス等)とその対処法
☐	③金融商品・投資に関するトラブルとその対処法
☐	④振り込め詐欺とその対処法
☐	⑤消費者金融等の利用に関するトラブル(多重債務を含む)とその対処法
☐	⑥携帯電話・スマートフォン、インターネット回線の契約に関するトラブルとその対処法
☐	⑦不動産貸借、工事や建築に関するトラブル
☐	⑧エステティックサービスに関するトラブル
☐	＜インターネットに関連したトラブルとその対処法、危険性＞
☐	⑨インターネットでの通信販売に関するトラブルとその対処法
☐	⑩インターネットでの架空請求や不正請求のトラブルとその対処法
☐	⑪SNSでの出会いをきっかけとしたトラブル(出会い系サイトへの勧誘、マルチ取引等)の危険性
☐	＜制度や金融に関する知識＞
☐	⑫クーリング・オフ等の制度や契約の取消しに関する知識
☐	⑬契約の義務や権利、そのルール等に関すること
☐	⑭クレジットの仕組みやキャッシングに関すること
☐	⑮クレジットカードの不正利用に関すること
☐	⑯ポイントカードの利用に関すること
☐	＜生活設計や消費行動に関する啓発＞
☐	⑰消費者市民社会に関すること(地球環境や社会的公正に配慮のできる消費者の育成など)
☐	⑱生涯を見通した計画的な生活設計に関すること
☐	⑲食品や製品の安全と表示に関すること
☐	⑳医薬品や健康食品、サプリメントの正しい用法や薬害の問題に関すること
☐	㉑災害時などの非常時における適切な消費行動に関すること
☐	㉒持続可能な社会を意識したライフスタイルに関すること
☐	㉓環境に配慮した商品取引に関すること(グリーンコンシューマー等)
☐	㉔人権など倫理性に配慮した商品取引に関すること(フェアトレード等)
☐	㉕その他 ()

問4 【問1で①②を選択した場合に回答ください】

2018年6月、民法の一部を改正する法律が成立し、2022年度より、成年年齢が18歳に引き下げられることとなりました。これを踏まえて、「社会教育分野」で、新たに、または拡充して実施することとなった消費者教育に関する取組がありますか。（プルダウンを選択してください）

①新たに、または拡充して実施することになった取組がある	⇒問5をお答えください
②従来からの取組について、成年年齢の引下げを見据えて内容を変更した	⇒問5をお答えください
③現在はないが、今後実施予定 実施の時期	⇒問5をお答えください
④新たに、または拡充して実施することとなった取組や、従来の内容から変更した取組はない	⇒問7へお進みください

回答欄

問5 【問4で①②③を選択した場合にご回答ください】

新たにまたは拡充して実施（予定を含む）することになった取組について、あてはまるものをすべて選択してください。

回答欄	
☐	①消費者教育の担い手の育成
☐	②消費生活に係る出前講座
☐	③イベント・シンポジウム等の開催
☐	④パンフレット等の配布による情報提供
☐	⑤消費者教育実施団体への補助・支援
☐	⑥消費者行政部局（消費生活センター）との連携強化
☐	⑦その他 ご記入ください

問6 【問4で①②③を選択した場合にご回答ください】

その取組で目指すものは何ですか。（あてはまるものをすべて選択してください。）

回答欄	
☐	①被害にあわない（あるいは加害者にならない）消費者の育成
☐	②合理的意思決定のできる消費者の育成
☐	③社会の一員として、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成

問 7 【問 1 で①②を選択した場合に、問 7-1～10をご回答ください】

社会教育における消費者教育関連の取組について教えてください。2020年度実施、または2021年度実施(予定含む)の特筆した取組について、具体的にご回答をお願いします。(公民館や生涯学習センター等における取組も含みます。)
※特にない場合は、問 7-1 事業名の欄に「なし」とご記入ください。

【特筆した取組】

問 7-1 事業名	ご記入ください		
問 7-2 主催組織	ご記入ください		
問 7-3 事業の概要	ご記入ください		
問 7-4 事業の成果(参加者数など)	ご記入ください		
問 7-5 実施年度(プルダウン選択)			
問 7-6 消費者教育として扱った主な内容(あてはまるものすべてを選択してください)	回答欄	＜民法改正を踏まえた対応＞	
		①成年年齢引き下げを踏まえた消費者教育	
		＜商品・サービスの購入、契約に関するトラブルとその対処法＞	
		②悪質商法(マルチ商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス等)とその対処法	
		③金融商品・投資に関するトラブルとその対処法	
		④振り込み詐欺とその対処法	
		⑤消費者金融等の利用に関するトラブル(多重債務を含む)とその対処法	
		⑥携帯電話・スマートフォン、インターネット回線の契約に関するトラブルとその対処法	
		⑦不動産貸借、工事や建築に関するトラブル	
		⑧エステティックサービスに関するトラブル	
		＜インターネットに関連したトラブルとその対処法、危険性＞	
		⑨インターネットでの通信販売に関するトラブルとその対処法	
		⑩インターネットでの架空請求や不正請求のトラブルとその対処法	
		⑪SNSでの出会いをきっかけとしたトラブル(出会い系サイトへの勧誘、マルチ取引等)の危険性	
		＜制度や金融に関する知識＞	
		⑫クーリング・オフ等の制度や契約の取消しに関する知識	
		⑬契約の義務や権利、そのルール等に関すること	
		⑭クレジットの仕組みやキャッシングに関すること	
		⑮クレジットカードの不正利用に関すること	
		⑯ポイントカードの利用に関すること	
		＜生活設計や消費行動に関する啓発＞	
		⑰消費者市民社会について(地球環境や社会的公正に配慮のできる消費者の育成など)	
		⑱生涯を見通した計画的な生活設計に関すること	
		⑲食品や製品の安全と表示に関すること	
		⑳医薬品や健康食品、サプリメントの正しい用法や薬害の問題に関すること	
		㉑災害時などの非常時における適切な消費行動に関すること	
	㉒持続可能な社会を意識したライフスタイルに関すること		
	㉓環境に配慮した商品取引に関すること(グリーンコンシューマー等)		
	㉔人権など倫理性に配慮した商品取引に関すること(フェアトレード等)		
	⑤その他(	ご記入ください	)

問7-7 対象者（あてはまるものすべてを選択してください）	①主に就学前の幼児とその保護者を対象
	②主に学校教育段階にある児童・生徒とその保護者を対象
	③主に学校教育段階にある児童・生徒を対象
	④主に保護者を対象
	⑤主に若年層（高校生期～おおむね30歳程度）を対象
	⑥成人一般を対象
	⑦NPO等の民間団体
	⑧主に高齢者（おおむね60歳以上）を対象
	⑨対象の限定なし
	⑩
問7-8 取組の特徴・特色（あてはまるものすべてを選択してください）	①継続的・段階的な学習として構成している
	②受講者・参加者を呼び込む工夫をしている
	③恒常的な取組によって広がりが生まれている
	④受講者が、学習した内容を地域等へ還元している
	⑤消費者団体や企業、大学等の協力を得るなど、多様な主体が参加した取組となっている
	⑥地域における取組と広域的な取組が連動性をもって行われている（例えば、市町村と都道府県、学区と市町村 等）
	⑦既の実施されている他の分野での取り組みや、既存の組織・ネットワークを活用して消費者教育を実施している
	⑧他の関連する観点（食育、環境、持続可能な社会、高齢者福祉等）も踏まえつつ消費者教育の充実が図られている
	⑨単発的な事業としている
	⑩
問7-9 他の機関との連携（あてはまるものすべてを選択してください）	①消費者行政部局（②を除く）
	②消費生活センター
	③福祉関係部局
	④警察
	⑤①～④以外の行政部局
	⑥行政以外の消費生活関連の有資格者（消費生活専門相談員等）
	⑦大学教員等
	⑧弁護士・司法書士等
	⑨金融広報委員会
	⑩消費者団体
	⑪企業・事業者団体
	⑫生活協同組合（生協）
	⑬NPO等の民間団体（⑩～⑫に該当するものを除く）
	⑭その他（ ご記入ください ）
	⑮特に連携していない
問7-10 広報手段（あてはまるものすべてを選択してください）	①自治体広報に掲載
	②HPに掲載
	③チラシ配布
	④ポスター掲載
	⑤メールマガジン等での案内
	⑥社会教育関連の他の講座と合わせて広報
	⑦その他（ ご記入ください ）
	⑧

未回答の項目があります。
オレンジ色に網掛けされている質問は全てご回答くださいますよう、よろしくお願いします。

III. 学校教育関連の取組について

(全自治体がお答えください)

問1 学校の消費者教育の取組を支援する貴自治体の事業について教えてください。2020年度実施、または2021年度実施（予定含む）の特筆した取組である事業について、具体的にご回答をお願いします。
 ※特にない場合は、問1-1 事業名の欄に「なし」とご記入ください。

問1-1 事業名	ご記入ください
問1-2 主催（教育委員会より委託している場合は、その委託先を記入）	ご記入ください
問1-3 事業の概要	ご記入ください
問1-4 事業で実施を想定している教科等（教育課程内の実施を想定している場合は記入）	ご記入ください
問1-5 事業の成果（実施回数、実施学校数、参加した児童生徒数、保護者数など）	ご記入ください
問1-6 対象（プルダウン選択）	
問1-7 実施年度（プルダウン選択）	
問1-8 外部講師の属性（あてはまるものすべてを選択してください。外部講師を招聘していない場合は⑯を選択してください）	①教育委員会（社会教育主事等）
	②消費者行政部局（③を除く）
	③消費生活センター
	④福祉関係部局
	⑤警察
	⑥①～⑤以外の行政部局
	⑦行政以外の消費生活関連の有資格者（消費生活専門相談員等）
	⑧大学教員等
	⑨弁護士・司法書士等
	⑩金融広報委員会
	⑪消費者団体
	⑫企業・事業者団体
	⑬生活協同組合（生協）
	⑭NPO等民間団体（⑪～⑬に該当するものを除く）
	⑮その他（ご記入ください）
	⑯学校外からの講師を招聘していない
問1-9 消費者教育として扱った主な内容（あてはまるものすべてを選択してください）	回答欄
	＜民法改正を踏まえた対応＞
	①成年年齢引き下げを踏まえた消費者教育
	＜商品・サービスの購入、契約に関するトラブルとその対処法＞
	②悪質商法（マルチ商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス等）とその対処法
	③金融商品・投資に関するトラブルとその対処法
	④振り込み詐欺とその対処法
	⑤消費者金融等の利用に関するトラブル（多重債務を含む）とその対処法
	⑥携帯電話・スマートフォン、インターネット回線の契約に関するトラブルとその対処法
	⑦不動産貸借、工事や建築に関するトラブル
	⑧エステティックサービスに関するトラブル
	＜インターネットに関連したトラブルとその対処法、危険性＞
	⑨インターネットでの通信販売に関するトラブルとその対処法
	⑩インターネットでの架空請求や不正請求のトラブルとその対処法
	⑪SNSでの出会いをきっかけとしたトラブル（出会い系サイトへの勧誘、マルチ取引等）の危険性
	＜制度や金融に関する知識＞
	⑫クーリング・オフ等の制度や契約の取消しに関する知識
	⑬契約の義務や権利、そのルール等に関する知識
	⑭クレジットの仕組みやキャッシングに関する知識
	⑮クレジットカードの不正利用に関する知識
	⑯ポイントカードの利用に関する知識
	＜生活設計や消費行動に関する啓発＞
	⑰消費者市民社会に関する知識（地球環境や社会的公正に配慮のできる消費者の育成など）
	⑱生涯を見通した計画的な生活設計に関する知識
	⑲食品や製品の安全と表示に関する知識
	⑳医薬品や健康食品、サプリメントの正しい用法や薬害の問題に関する知識
	㉑災害時などの非常時における適切な消費行動に関する知識
	㉒持続可能な社会を意識したライフスタイルに関する知識
	㉓環境に配慮した商品取引に関する知識（グリーンコンシューマー等）
	㉔人権など倫理性に配慮した商品取引に関する知識（フェアトレード等）
㉕その他（ご記入ください）	

(全自治体がお答えください)

問2 2018年6月、民法の一部を改正する法律が成立し、2022年度より、成年年齢が18歳に引き下げられることとなりました。これを踏まえて、学校教育分野で、新たに、または拡充して実施することとなった消費者教育に関する取組がありますか。(プルダウンを選択してください)

①新たに、または拡充して実施することになった取組がある	⇒問3、問4をお答えください
②従来からの取組について、成年年齢の引下げを見据えて内容を変更した	⇒問3、問4をお答えください
③現在はないが、今後実施予定 実施の時期	⇒問3、問4をお答えください
④新たに、または拡充して実施することとなった取組や、従来の内容から変更した取組はない	⇒問5へお進みください

回答欄

問3 【問2で①②③を選択した場合にご回答ください】

新たにまたは拡充して実施（予定も含む）することになった取組について、あてはまるものをすべて選択してください。

回答欄	
☐	①学校への情報・教材の提供
☐	②学校への専門家の派遣
☐	③教員対象の研修
☐	④教員の指導マニュアル、指導者手引きの作成
☐	⑤消費者行政部局（消費生活センター）との連携強化
☐	⑥その他（ ご記入ください ）

問4 【問2で①②③を選択した場合にご回答ください】

その取り組みで目指すものは何ですか。（あてはまるものをすべて選択してください。）

回答欄	
☐	①被害にあわない（あるいは加害者にならない）消費者の育成
☐	②合理的意思決定のできる消費者の育成
☐	③社会の一員として、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成

(全自治体がお答えください)

問5 貴自治体において、2021年度に教職員対象の研修を実施していますか。（プルダウンを選択してください。）

☐	①教職員対象の研修を実施している	⇒問6をお答えください
☐	②教職員対象の研修を実施していない	⇒問9へお進みください

※消費者教育に関する研修の有無ではなく、**教職員対象の一般的な研修の有無**についてお答えください。

（都道府県・政令指定都市・中核市においては教職員対象の研修が必須となっています）

回答欄

問6 【問5で①を選択した場合にご回答ください】

貴自治体が2021年度に実施する教職員対象の研修について伺います。（あてはまるものをすべて選択してください。）

＜区分＞

回答欄	
☐	①初任者研修
☐	②中堅教諭等資質向上研修
☐	③教職経験者研修
☐	④その他 ご記入ください

＜対象＞

回答欄	
☐	①幼稚園、認定こども園の教職員
☐	②小学校の教職員
☐	③中学校の教職員
☐	④高等学校の教職員
☐	⑤特別支援学校の教職員
☐	⑥対象は限定していない

問7 【問5で①を選択した場合にご回答ください】

貴自治体が2021年度に実施する（実施予定を含む）教職員対象の研修において、消費者教育に関する内容を扱っていますか。（プルダウンを選択してください）

※以下の1.～21.の消費者教育に関する内容を示すキーワードを参考に回答してください。

【キーワード】1. 消費者 2. 消費生活 3. 悪質商法（or 悪徳商法） 4. 多重債務 5. 商品の表示 6. 金融教育（or 金融経済教育） 7. 生活スキル（ライフスキル） 8. 生活設計（or 生涯設計） 9. フェアトレード（or 公正取引） 10. 持続可能な社会（SDGs）（or ESD） 11. 環境教育 12. 消費者市民社会 13. 契約 14. 消費者志向経営 15. 生産者責任 16. 消費者の権利（or 消費者の責任） 17. 消費行動における意思決定 18. 消費者保護 19. 責任ある消費 20. 消費者の自立と支援 21. 持続可能消費（エシカル消費など）

①扱っている	⇒問8をお答えください
②扱っていない	⇒問9へお進みください
③他機関（関係団体等）が実施する研修に派遣している	⇒問9へお進みください
④現在は扱っていないが、今後実施予定（他機関主催研修への派遣を含む）	⇒問9へお進みください
⑤その他	⇒問9へお進みください

回答欄

問8 【問7で①を選択した場合にご回答ください】

消費者教育に関する内容を扱っている研修の実施内容について伺います。（あてはまるものをすべて選択してください。）

〈区分〉

☐	①初任者研修
☐	②中堅教諭等資質向上研修
☐	③教職経験者研修
☐	④その他

〈主催者〉

☐	①教育委員会が主催している
☐	②消費者行政部局（消費生活センター）等が主催している
☐	③自治体の①②以外の部局が主催している（例：金融関係部局、警察関係部局等）
☐	④その他

〈対象〉

☐	①幼稚園、認定こども園の教職員
☐	②小学校の教職員
☐	③中学校の教職員
☐	④高等学校の教職員
☐	⑤特別支援学校の教職員
☐	⑥対象は限定していない

〈内容〉研修の内容について、具体的に教えてください。（自由記述）

ご記入ください

（全自治体がお答えください）

問9 貴自治体が2021年度に実施する（実施予定を含む）管理職対象の研修において、消費者教育に関する内容を扱っていますか。（プルダウンを選択してください）

※以下の1.～21.の消費者教育に関する内容を示すキーワードを参考に回答してください。

【キーワード】1. 消費者 2. 消費生活 3. 悪質商法（or 悪徳商法） 4. 多重債務 5. 商品の表示 6. 金融教育（or 金融経済教育） 7. 生活スキル（ライフスキル） 8. 生活設計（or 生涯設計） 9. フェアトレード（or 公正取引） 10. 持続可能な社会（SDGs）（or ESD） 11. 環境教育 12. 消費者市民社会 13. 契約 14. 消費者志向経営 15. 生産者責任 16. 消費者の権利 17. 行動における意思決定 18. 消費者保護 19. 責任ある消費 20. 消費者の自立と支援 21. 持続可能消費（エシカル消費など）

①扱っている
②扱っていない
③他機関（関係団体等）が実施する研修に派遣している
④現在は扱っていないが、今後実施予定（他機関主催研修への派遣を含む）
⑤その他

回答欄

問10 【都道府県・指定都市のみお答えください】

教育公務員特例法第22条の5において規定する協議会（教員育成協議会）やその分科会等に、消費者行政部局等、消費者教育に関係する団体が構成員として参加していますか。（プルダウンを選択してください）

- ①消費者行政部局あるいは消費生活センターが構成員となっている
- ②他機関（消費者教育に関する団体）が構成員となっている
- ③消費者教育に関係する団体は参加していない

回答欄

問11 【都道府県・指定都市のみお答えください】

教育公務員特例法第22条の5において規定する協議会（教員育成協議会）やその分科会等において、消費者教育に関する内容について検討を行ったことがありますか。（プルダウンを選択してください）

- ①消費者教育に関する内容を検討したことがある
- ②消費者教育に関する内容を検討したことはない
- ③現在までに検討したことはないが、今後検討予定である

回答欄

問12 【都道府県・指定都市のみお答えください】

貴自治体で実施する教員免許状更新講習において消費者教育に関する内容を扱っていますか。（プルダウンを選択してください）

（※講習を計上する際は、以下の1.～21.の消費者教育に関する内容を示すキーワードを参考に回答してください。）

【キーワード】1. 消費者 2. 消費生活 3. 悪質商法（or 悪徳商法） 4. 多重債務 5. 商品の表示 6. 金融教育（or 金融経済教育） 7. 生活スキル（ライフスキル） 8. 生活設計（or 生涯設計） 9. フェアトレード（or 公正取引） 10. 持続可能な社会（SDGs）（or ESD） 11. 環境教育 12. 消費者市民社会 13. 契約 14. 消費者志向経営 15. 生産者責任 16. 消費者の権利（or 消費者の責任） 17. 消費行動における意思決定 18. 消費者保護 19. 責任ある消費 20. 消費者の自立と支援 21. 持続可能消費（エシカル消費など）

- ①教員免許状更新講習において、消費者教育に関する内容を扱っている ⇒問13をお答えください
- ②教員免許状更新講習では、消費者教育に関する内容を扱っていない ⇒問14をお答えください
- ③教員免許状更新講習を行っていない ⇒続いて、シートⅣをご回答ください

回答欄

問13 【問12で①を選択した場合にご回答ください】

消費者教育に関する内容を扱う教員免許状更新講習の内訳についてご回答ください。（数字を記入）

- i) 必修領域 講習
- ii) 選択必修領域 講習
- iii) 選択領域 講習

問14 【問12で②を選択した場合にご回答ください】

教員免許状更新講習において、消費者教育に関する内容を扱っていない理由をお答えください。

ご記入ください

未回答の項目があります。
オレンジ色に網掛けされている質問は全てご回答くださいますよう、よろしくお願いします。

IV. 今後の対応について

（全自治体がお答えください）

問1 文部科学省では、2011年3月に「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を作成し、2018年7月に改訂を行いました。また、2012年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、2013年6月には「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（基本方針）が閣議決定され、2018年3月に変更されました。これらを踏まえて、新たに、または拡充して実施することとなった取組はありますか。（あてはまるものをすべて選択してください。）

回答欄	
☐	①指針・法律・基本方針作成後、新たに、または拡充して実施することとなった取組がある ⇒問2をお答えください
☐	②指針・法律・基本方針作成後、新たに、または拡充して実施することとなった取組はない ⇒問3へお進みください
☐	③「指針」について知らない ⇒問3へお進みください
☐	④「推進法」について知らない ⇒問3へお進みください

問2 【問1で①を選択した場合にご回答ください】

どのような取組を行いましたか。あてはまるものをすべて選択してください。

回答欄	
☐	①学校における消費者教育の充実
☐	②学校教職員への研修
☐	③教員の指導マニュアル、指導者手引きの作成
☐	④学校教育の教材の作成
☐	⑤児童・生徒の保護者等へのアウトリーチ（積極的に出向いて情報提供する）
☐	⑥社会教育施設における消費者教育の充実
☐	⑦社会教育における消費者教育の担い手の育成
☐	⑧社会教育の教材の作成
☐	⑨住民を対象とした啓発・情報提供
☐	⑩高齢者等へのアウトリーチ（積極的に出向いて情報提供する）
☐	⑪消費者行政部局（⑫を除く）との連携の強化
☐	⑫消費生活センターとの連携の強化
☐	⑬福祉関係部局との連携の強化
☐	⑭警察との連携の強化
☐	⑮大学教員等との連携の強化
☐	⑯弁護士・司法書士等との連携の強化
☐	⑰金融広報委員会との連携の強化
☐	⑱消費者団体との連携の強化
☐	⑲企業・事業者団体との連携の強化
☐	⑳生活協同組合（生協）との連携の強化
☐	㉑NPO等民間団体（⑳～㉑に該当するものを除く）
☐	㉒その他 ご記入ください

（全自治体がお答えください）

問3 貴自治体として、「A. 現在、重点的に行っている取組」、「B. 今後、特に重点的に行いたいと考えている取組（現在、重点的に行っている取組も含む）」について教えてください。（あてはまるものをすべて選択してください。）

A. 現在	B. 今後	
☐	☐	①学校における消費者教育の充実
☐	☐	②学校教職員への研修
☐	☐	③教員の指導マニュアル、指導者手引きの作成
☐	☐	④学校教育の教材の作成
☐	☐	⑤児童・生徒の保護者等へのアウトリーチ（積極的に出向いて情報提供する）
☐	☐	⑥社会教育施設における消費者教育の充実
☐	☐	⑦社会教育における消費者教育の担い手の育成
☐	☐	⑧社会教育の教材の作成
☐	☐	⑨住民を対象とした啓発・情報提供
☐	☐	⑩高齢者等へのアウトリーチ（積極的に出向いて情報提供する）
☐	☐	⑪消費者行政部局（⑫を除く）との連携の強化
☐	☐	⑫消費生活センターとの連携の強化
☐	☐	⑬福祉関係部局との連携の強化
☐	☐	⑭警察との連携の強化
☐	☐	⑮大学教員等との連携の強化
☐	☐	⑯弁護士・司法書士等との連携の強化
☐	☐	⑰金融広報委員会との連携の強化
☐	☐	⑱消費者団体との連携の強化
☐	☐	⑲企業・事業者団体との連携の強化
☐	☐	⑳生活協同組合（生協）との連携の強化
☐	☐	㉑NPO等民間団体（⑳～㉑に該当するものを除く）
☐	☐	㉒その他 ご記入ください

（全自治体がお答えください）

問4 貴自治体において、消費者教育を推進するにあたって、課題と考えていることについて教えてください。（あてはまるものをすべて選択してください。）

回答欄	
	①どのような取組をすればよいかわからない
	②指導者や講師となる人材がいない
	③活用できる教材が少ない <どのような教材を希望しますか> ご記入ください)
	④他の優先課題があり取り組めない
	⑤関連する機関・民間団体等（消費者団体、企業・事業者団体等）との連携が十分でない
	⑥消費者教育は教育委員会の範疇ではないと考える
	⑦その他 (ご記入ください)
	⑧特になし

（全自治体がお答えください）

問5 消費者教育の今後のあり方や課題、文部科学省の消費者教育施策等について、ご意見・ご要望等がございましたら記入してください。（自由記述）
※特記事項がない場合は、「なし」とご記入ください

ご記入ください

未回答の項目があります。
網掛けされている質問は全てのシートでご回答くださいますよう、よろしくお願いします。